

# 福彩支援ニュース 第22号

2018.10



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

**7/25第22回期日**  
**原告側、7名の**  
**個別損害準備書面を提出**  
**国側、「事故の予測は**  
**不可能だった」と責任を否認**



▼次回期日(第23回)も、ぜひ傍聴にお越し下さい!

2018年 **10/31** (水) **14:00**開廷

★傍聴希望の方は13:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

## 第22回期日(2018/7/25)報告

福彩支援事務局

2018年7月25日に開かれた福島原発さいたま訴訟(福彩訴訟)第22回期日には、30名の方が傍聴に参加されました。第22回口頭弁論では、原告の方々の損害の実態を立証するための、7名の方の個別損害準備書面が提出され、うち3名の書面の要旨を、原告側弁護士が陳述を行いました。その詳細を、今号に掲載しています。

原発事故による家庭、職場、学校の崩壊・喪失は、避難指示の有無や、賠償額の格差から生じた軋轢もあって、家族・親せき関係や地域のコミュニティー

の破壊へとつながり、未来への希望が失われました。避難先でのいじめや生活への不安と絶望が、被災者を苛んでいます。避難指示が解除されたといっても、既に町は元の姿ではなく、戻ることなど現実的に不可能です。今後は、原告の皆さんの陳述書の提出が続きます。未曾有の被害の立証に、弁護団と原告の皆さんが、取り組んでおり、閉廷後の報告では、来年2019年の5月前後をめどに現地検証を行うよう、裁判所に働きかけているということです。

身を切られるような原告側の陳述にたいし、国側は事故の責任を全面的に否定する陳述を行いました。その要旨は、これまで国の責任を認める根拠となってきた2002年の「長期評価」(作成:文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会)には精度の限界があり、

仮説として大地震が起こる確率がゼロでないので公表はしたが、推進本部は決定論的に地震の発生を述べたわけではない。「事故前の知見で本件事故を予測できたか。津波の規模も方向も、予測とは異なっている。長期評価に基づいて回避措置をとったとしても、被害は防げなかった。前橋地裁判決などは、こうした点を踏まえて判断していない」と、2017年10月10日の福島地裁判決が「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する」知見と判断した「長期評価」を、信頼に足るものではないとおとしめ、みずからの責任を否定したのです。

国側のこうした姿勢は、地裁レベルで敗訴し続ける国側の焦りを象徴しており、原告側の中山福二弁護士は、閉廷後の報告集会で「国のいう決定論や確率論という言葉は、本来の定義をごまかしたもの。国の責任は認めなかった千葉地裁判決を持ち上げ、群馬訴訟判決など、国の責任を認めた判決をたたく。群馬訴訟の上訴審となった東京高裁での裁判の国の意見陳述と内容的には同じで、その準備書面は200ページを超える大部。国は必死になって反撃に転じている」とコメントされました。また「長期評価」を取りまとめた地震予知の権威・島崎邦彦氏は、「あの規模の津波は「想定外」であったとする議論があります。実際には「想定外」ではなく、「想定しないようにした」のであり、作為によって、想定しないことを選択したのです」と、国と東電を厳しく批判しています。(『世界』2018年10月号)

この日傍聴に駆けつけた原告は、「わが家の個別損害が陳述されるので、国、東電、裁判官がどんな顔をして聞くのかを見届けたかったが、つらくてみていられなかった。事故から7年たってもだめですね。原告席に座るのも2年ぶりです。先が見えない中でつらくて、体も思うようにならず。裁判から遠ざかってしまい、申し訳ありませんが」

「せつない内容を読み上げているのに、裁判官、国、東電には届いていない感じだ。この怒りをどうやって訴えていくか。〈原発事故子ども・被災者支援法〉の枠がせばめられる一方だが、なんとかこの枠を少しでも広げていきたい」と語られました。

報告集会には、京都、大阪、神奈川から原告の方が駆けつけてくださり、報告をしてくださいました。この裁判へ多くの皆様のご関心とご支援をいただけますよ

う、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。

### 【次回以降の期日のお知らせ】

第23回期日 → **10月31日** (水) 午後14時開廷

第24回期日 → (やや日をおいて、来年1月となります)  
**2019年1月30日** (水) 午後14時開廷

公正な判決を求める署名も引き続き集めています！

▶2018年10月15日時点で、**6,885筆**

さらなるご協力をお願いします。署名はこちらから。

<http://fukusaishien.com/archives/549/>

膨張する経費をふくめ、さまざまな問題が指摘されている東京五輪を前に、2020年3月末で、福島県が4町村の避難者に行ってきた仮設住宅の無償提供が打ち切られるとのことです。東京五輪・パラリンピックまでに仮設住宅をなくし、「避難者はもういない。原発事故」は解決した、と取りつくろうつもりでしょうか。

基準を超す放射性物質を含んだ福島第一のトリチウム水を希釈して海洋放出することが検討されるなど、場当たりの、なし崩しの政策が続いています。これ以上、いいかげんな政策を許すことはできません。

## 代理人意見陳述

2018年5月16日 福彩訴訟第21回期日

平成26年(ワ)第501号ほか

原告 30世帯96名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

### 代理人意見陳述

(世帯番号2、5、13の原告ら個別損害について)

平成30年7月25日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子 外

### 第1 世帯番号2の原告らについて

1 本件事故当時、私たちは、浪江町に居住していました。

私の夫は、本件事故時、定年退職していましたが、退職してから海釣りなどをして穏やかな日々を送っていました。私も、町内にあるパークゴルフ場で友人達とプレーしたり、近所の人たちとおしゃべりをしたり、双葉町の畑で野菜を育てたりするのが日々の生活の癒しになっていました。母も、高齢でしたが、私との他愛のない日々の会話をとても楽しみにしていました。また、孫たちが、時々、私たちのところに遊びに来てくれていたので、自然の中で一緒に遊び、とても充実した時間を過ごしていました。

2 しかし、そんな私たちの幸せな生活は、この事故をきっかけとして全て失われてしまいました。

3 私たちは、本件事故の翌日である平成23年3月12日から各地を転々と避難しました。最初に避難した体育館は、ひどい寒さや食糧不足、プライバシーが確保されないこと等により極めて劣悪な環境だったのですが、そのような環境下で私の母の体調が突如として悪化し、以後、私は、母の介護も余儀なくされることになりました。私は、長期化する先の見えない避難生活に加え、昼夜を問わず母の介護までしなければならなくなり、多大なストレスを感じるようになりました。避難直後からずっと慢性的な睡眠不足に悩まされ、現在に至っても脱毛などの体調不良に襲われ続けています。

4 私の長男も避難生活中は、自分の部屋を持つことすらできず、「この生活がいつまで続くのか」と常に絶望的な気分だったようです。また、避難生活中も仕事を探していましたが、どこに居住するかが決まらなると就職先も決めづらく、強い不安と焦りに襲われていました。

5 また、私は本件事故をきっかけに近所の人たちや友人と離れ離れになってしまいました。夫も、近くに気心の知れた友人が一人もいなくなってしまう、孤独な時間が多くなりました。自然の中で過ごす孫との時間も奪われました。趣味を楽しむ心の余裕もありません。私の弟夫婦は、一時的な避難先として自宅を提供してくれましたが、実際に一緒に生活してみると、お互いに不自由なことが多く最終的には関係が悪化してしまい、今では連絡も取りあっていません。私の長男が通っていた双葉高校は、甲子園にも出場したことのある伝統校ですが、本件事故により休校となってしまいました。私たちは、後輩達の活躍を楽しみに応援することもできなくなってしまいました。

6 しかも、私たちが最初に避難した津島小学校があ

る津島地区は、風向きの関係で高濃度の放射性物質が降り注いだ地区でした。私たちは今も、この時の被ばくによる将来の健康被害に強い不安を覚えています。しかも、この不安は生涯続きます。

7 私たちには、あの事故から人生設計が何もかも狂ってしまったという思いが強くなります。

8 結局、母は、ふるさとは戻れないまま、平成27年1月4日、避難先で一生を終えました。母は気配りをする人だったので、突然の度重なる環境の変化により、少しずつストレスが溜ったのだと思います。長らく住んできた浪江町の自分の家で、安らかな最期を迎えたかっただろうと思うと残念でなりません。

9 事故前に住んでいた浪江町は、避難指示が解除されたとはいえ、周辺に買い物をする場所も十分な体制が整った病院もなく、殆ど人が戻っていない状態です。国や東電が「避難指示が解除されたので戻れます」と言っても、7年前の環境とは全く違い、戻ることなど現実的に不可能です。

是非、裁判所には私達の被害の実相を理解して頂きたいと思います。

## 第2 世帯番号5の原告らについて

1 原告5-1(以下「私」という。)は、原発事故が起きるまで、富岡町の自宅で、妻、長男と暮らしていました。

住みなれた富岡町の生活環境は私たちにとっては理想的で、何一つ不満はありませんでした。原発事故がなければ、私たち家族は、富岡町で一生を暮らしていくつもりでした。

ところが、原発事故によって、避難を余儀なくされ、私たちの幸せな生活は一変してしまいました。

2 まず、避難生活は非常に大変でした。私は、原発事故が起きる少し前に交通事故に遭い、左足に重症を負っていました。約3か月間入院し、退院後も定期的に通院が必要な状態で、朝晩のガーゼ交換は欠かせず、常に清潔に保っていることが必要でした。

原発事故は、このような状況の中、起こりました。

私は、足の怪我の治療を継続中に避難を余儀なくされたのです。避難中は車上生活や度重なる移動をしなければならず、負傷した身体に重い負担をかけたうえ、傷口のガーゼ交換もできず、衛生面で非常に問題がありました。避難中に治療を引き受けてくれる病院はなかなかみつからず、転々とたらい回しにされ、結果として私の足の怪我は後遺障害10級11号の認定が

なされることになりました。私は満足に歩くことができず、家族の介護がなければ日常生活もままならない日々を送りました。

**3** また、私は退院後、元の職場で仕事に復帰し、従前と変わらない収入で働くことができていました。それが、原発事故の後、会社は事業再開のめどが立たず廃業となり、私は職を失ってしまいました。原発事故後、就職活動を試みましたが、足に後遺障害の残る私を採用してくれる会社はいまだ見つかりません。

**4** 私の親族は事故前、みな富岡周辺に暮らしていたため、多くは避難者として大変な思いをしました。しかし国による避難指示の恣意的な線引きにより、賠償金に相当格差が生じました。避難により等しく苦勞と被害を受けたにもかかわらず賠償額が大きく異なることに、従前仲が良かった兄弟間にもやっかみや妬みが生じ、事故後、兄弟の関係がこじれてしまいました。以前は頻繁に行き来していたのに、今は連絡も途絶えています。原発事故により、親族関係にも修復困難な被害が生じてしまったのです。

**5** 私は、原発事故によって、身体を自由を失ったばかりか、家、仕事、親族との関わりさえも失い、以前の暮らしとはありとあらゆる面で全く異なる暮らしを余儀なくされています。原発事故さえなければ、このようなことにはならなかったはずだと思えば、本当につらく、悔しいです。

**6** 私の妻は、原発事故以前からめまいの症状を患っており、ストレスが最大の誘因因子であると言われていました。しかし私たち家族は避難先で、福島県出身であるというだけで周りから白い目で見られました。息子は、福島出身であることから避難先の学校で「近寄るな、放射能がうつる」と言われるなどのいじめにも遭いました。もともと活発だった息子が元気を失っていく様子は、親として本当に心を痛めました。妻は、ただでさえ慣れない避難先で、私の介護という身体的な負担がかかっていたのに加え、息子の精神的なケアもしなければなりません。見知らぬ土地での慣れない生活、賠償手続の対応等、様々な問題や負担が降りかかり、妻は持病を次第に悪化させ、1週間以上寝たきりになっていることも幾度かありました。原発事故を起因とする様々なストレスが妻の持病を悪化させることになってしまったのです。

**7** 息子に対するいじめは、「放射能が移る」「触るな」「帰れ」と心ない言葉を容赦なく浴びせられ、仲間外

れにされるばかりか、物を盗られ、眼鏡を壊されるなど直接的な被害にも及ぶものでした。息子は、同級生に恐怖を感じ、一人で登下校をすることができなくなり、私たち両親が毎日車で送り迎えをしなければならぬほどでした。小学校の高学年から中学校卒業にいたるまで、長男はいじめにおびえる日々を過ごしました。思春期の大切な時期をいじめにおびえながら過ごさざるを得なかった息子の無念さは計りしれません。

**8** このように原発事故によって私たち家族が被ってきた様々な辛い思いは、そう簡単に言葉では言い尽せません。被告らには、原発事故が及ぼした影響の大きさを改めて考え直してほしいと思います。

### 第3 世帯番号13の原告らについて

**1** 世帯番号13-1(以下「私」という。)は、本件事故前は浪江町で、妻と2人の息子、父母と6人で暮らしていました。家族全員が、浪江町で生まれ、育ってきました。

**2** 私の家では代々稲作を生業にしており、浪江町でも大規模な農家でした。私の父は、田圃が命であり、楽しみであり、生活のすべてのような人でした。私の母も妻も、主婦として家を支え、息子も将来は農業を継ぐつもりでいました。私も含め、春から秋にかけては、休む暇もなく、農作業に没頭しました。

私たち家族は皆、田圃を愛し、農業に誇りを持っていました。私自身も、一生農業を続けるつもりでした。農業を生業とし、自分たちが育てた米と野菜を食べ、川や海の恵みを享受し、浪江町の自然の中で、幸せな生活をしていました。

**3** 本件事故によって、浪江町に避難指示が出たため、私たち家族は埼玉県に避難しました。埼玉県の避難先は、3LDKのマンションです。3LDKのマンションに6人で暮らすことは、福島での自然の中でゆったりと生活していた私たち家族にはあまりに辛く、家族はみな精神的な余裕がなくなりました。突然知らない地域に来て、家に帰れる見通しも立たず、家族は皆イライラが募り、ケンカをすることが多くなりました。本件事故がなければ、浪江町の自宅でゆったりとした生活が遅れていたのだと思うと、とても惨めで辛い気持ちになりました。

**4** 避難先での生活の基盤が安定してくると、今度は、福島に帰るのかどうか、今後の生活をどうするかということについて、家族一人一人の考え方の違いが表

れ、そのことで家族がぎくしゃくするようになってしまいました。

本件事故前は、3世代が同居して、同じ未来を見て暮らしていました。それなのに、このままでは家族が離散してしまうかもしれません。家族の未来がバラバラになってしまったことに、大きな喪失感と苦痛を感じています。

5 私にとって特に辛いことのひとつは、ずっと続けてきた農業が続けられないことです。私は浪江で農業を再開することを諦めきれず、現在は地元の農地復興組合に所属し、農地の保全作業に取り組んでいます。しかし、避難指示の解除後も住民があまり戻っていないため、農地ではイノシシ等の動物による被害が後を絶ちませんし、水路の整備などの共同作業を行うこともできません。農業の再開には課題が山積みで、どの問題も解決の目途は経っておらず、私は喪失感とともに、日々焦りを感じています。

農業を糧としてきた私たちが、今から全く異なる職種に就くことは難しいです。無理をして違う職種に就いたとしても、事故前のような収入を得ることはできません。これからどのように生計を立て行けばいいのか、全く見通しが立たず、経済的な面でも、自分たちの生活が足下から崩れていくようで、将来に不安しかありません。

6 国と東京電力には、本件事故を起こした責任を認め、本心からの謝罪をしてほしいと思っています。そして、私たちがこうむった被害に本当に目を向けて、正当な賠償をしてほしいと思います。

以上

## 福彩訴訟の現状について

松浦麻理沙 (福島原発さいたま訴訟・原告側弁護士)



いつも福彩訴訟をご支援いただき、ありがとうございます。各地で、福島第一原発事故損害賠償請求訴訟の判決が出されているところですが、福彩訴訟の現状を簡単にご報告したいと思います。

福彩訴訟は、7月25日に第21回口頭弁論期日が行われ、原告からは、原告ご本人の陳述書(原告ご本人が事故によってどのような苦しい思いをしたかを書面にしたもの)を提出しました。原告側は今、陳述書の作成・提出を集中して行っており、前回の期日までで、10世帯分の陳述書(及び、それに関連する証拠と主張書面)を提出しています。来年1月の期日までに、すべての原告の陳述書を提出したいと思っています。

また、5月には裁判所に対して、**現地検証の申立を**しました。現在は、被告らが反論等を行っている段階で、現地検証を行うかどうか、裁判所は態度をはっきりさせていません。裁判官を現地へ連れて行けるよう、主張や働きかけを行っていきたいと思います。

今後の裁判の見通しについて、現在予想できる範囲でご説明します。

原告の陳述書をすべて提出した後は、本人尋問とあって、原告の方ご本人に法廷でお話をさせていただく手続を行うこととなります。しかし、どのような形でこれを行うのか(期日や時間など)はまだ何も決まっていませんので、実施方法について、裁判所・原告・被告で話を詰めてから実施することとなります。今のところ、来年中には本人尋問が実施されるのではないかと考えています。本人尋問が終わると、原告・被告の主張も大詰めになります。これまで主張しきれなかった点を主張し、本人尋問を受けて新たな主張も追加するなどし、ある時点で全ての主張を出し切り、審議を終了します(弁論の終結)。本人尋問の実施した後は、数回の期日で弁論を終結することが多いです。その後、数か月を置いて、判決が言い渡されることとなります。

このような流れが予想されますので、陳述書を提出している**福彩訴訟の現段階は、折り返し地点にある**といえます。これまでは、法律的な論争や、津波の予見可能性など、抽象的な議論を行っていましたが、これからは、事故によって発生した被害にスポットが当たる機会が多いと思います。

事故から7年以上が経過した今でも、癒えない傷があります。支援して頂く皆様にも、原告の被害や思いに寄り添っていただき、今後も応援していただきたく、お願いいたします。

## 原発避難訴訟における「慰謝料」について

松浦麻理沙 (福島原発さいたま訴訟・原告側弁護士)

### 1 はじめに

これまで、福島第一原発事故に関する損害賠償請求訴訟の判決が、複数の裁判所に出されています。国や東京電力の責任をどう認めるか、という点も大きな問題ですが、ここでは、いくつかの判決が「慰謝料」をどのように捉えたのかについて、ご紹介したいと思います。

### 2 慰謝料とは

損害賠償請求訴訟などで請求される「損害」の分類方法はいろいろありますが、その中に、「財産的損害」と「非財産的損害(精神的損害)」という分類方法があります。

財産的損害とは、財産的な利益を侵害されたことにより発生した損害のことです。交通事故で自動車にはねられた場合を想像してみてください。自動車と接触して、身に着けていた衣服が使い物にならなくなった、入院をして治療費を支払った、などの損害が発生することが考えられます。これらは財産的損害といえることができます。

一方、非財産的損害とは、財産的な利益の侵害とは評価できない損害です。交通事故でいえば、大けがをして痛みに苦しんだ、長い入院・通院により不便と苦痛を感じた、後遺症が残ってしまって苦しさや悔しさを感じた、といった精神的苦痛が、非財産的損害(精神的損害)とされます。このような精神的損害も、金銭によって賠償されることとなり、これを慰謝料といいます。

### 3 福島第一原発事故での慰謝料

(1) 福島第一原発事故で避難を余儀なくされた人には、不便な避難所や見知らぬ土地で生活をしなければならなかったこと(避難生活の苦痛)だけでなく、避難の都合で家族が別々に暮らさなければならなくなったこと(家庭生活の侵害)や、避難によって近隣住民とのつながりがなくなり孤独で不便な生活をしなければならなくなったこと(地域生活の侵害)などの精神的苦痛が発生しています。事故前の生活は人それぞれなので、それぞれの人の事情により、この他にも様々な精

神的苦痛が発生しています。事故によってどれほどの苦痛を与えられたかについては、各訴訟で陳述された原告の陳述書などにより、明らかにされています。

(2) 一方、国の機関である原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針等(以下単に「指針等」といいます。)では、精神的苦痛について、次のような賠償が認められています。まず、避難指示等の対象となった人については、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたって著しく阻害されたとして「避難慰謝料」が認められます。また、帰還困難区域に住んでいた人には、帰還困難・生活断念に対する慰謝料が認められています。

避難指示区域外に住んでいた人については、「自主的避難等対象区域」を設定し、その区域の居住者には、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛があるとして、慰謝料が認められています。

もっとも、指針等に挙げられたこれらの損害項目は、対象となる人のすべてに該当する最低限の補償といえることができます。指針等ではカバーできない精神的損害に対して正当な賠償を行わせるため、多くの地域で訴訟が提起されてきました。

以下では、群馬地裁、千葉地裁、福島地裁(生業訴訟)の3つの判決で、慰謝料についてどのような判断がなされたのかご紹介したいと思います。

### 4 群馬地裁判決(平成29年3月27日)

原告は、慰謝料の内容として、包括的生活利益としての平穏生活権(放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされずに生活する権利、人格発達権、居住・移転の自由、内心の静穏な感情、ふるさと喪失)等の侵害を受けたと主張しました。

これに対して判決は、平穏生活権とは「自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権」であり、①放射線被ばくの恐怖不安にさらされない利益、②人格発達権、③居住移転の自由及び職業選択の自由、④内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利であるとしました。

本判決の特徴は、被害の内容を「自己実現に向けた自己決定権の集大成ともいべき人生」の破壊と捉え、平穏生活権を「自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権」としたことです。また、住民の転出、職場・病院・学校・商店の閉鎖等による地域の変容や、

避難による友人・親族関係の断絶、希薄化等を損害として認定し、いわゆる「ふるさと喪失」損害の要素をひろく認めました。

しかし、認定された慰謝料額の大半が既払金として控除されてしまいました。これは、利益を侵害された結果を包括的に把握し、ひとつの精神的損害としてすべてが裁判官の裁量で評価されることとなったためであるとの指摘がなされています。

## 5 千葉地裁判決(平成29年9月22日)

判決は、原告らが侵害された利益は、「居住・移転の自由」に加えて、「生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益」であるとししました。

本判決で注目すべき点は、自主的避難対象区域外の原告についても、避難生活に伴う慰謝料を認めたことです。また、ふるさと喪失慰謝料については、指針等では対象外となる、居住制限区域・避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域についても、金額は異なりますが慰謝料の支払義務を認めています。

千葉地裁判決は、国の損害賠償責任を否定した点で大きな問題のある判決でしたが、慰謝料の認定については、上記のように評価すべき点があると指摘されています。

## 6 福島地裁判決(生業訴訟、平成29年10月10日)

判決は、「人は、その選択した生活本拠において平穏な生活を営む権利を有し」、「社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有して」ており、「平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれる」としました。

判決は、帰還困難区域については、指針等を超える日常生活阻害慰謝料(避難慰謝料と同義)を一部に認めましたが、それ以外の避難指示区域には、指針等を超える損害はないとされました。また、自主的避難等対象区域の原告にも日常生活阻害慰謝料を認め、これは滞在者についても同額としました。もっとも、認められた日常生活阻害慰謝料から、指針等による賠償額全額が控除されています。一方、ふるさと喪失による損

害については、帰還困難区域について指針等を超える損害はないとし、居住制限区域・避難指示解除準備区域については認めませんでした。

本判決に対しては、日常生活阻害慰謝料を指針等の避難慰謝料と質的に同質であると捉えている点、ふるさと喪失慰謝料の賠償も将来的に確定した日常生活阻害慰謝料であるとの理解について、検討の余地があると指摘されています。

## 7 まとめ

以上、3つの判決が慰謝料について判断した一部をご紹介しました。精神的損害の内容を、各裁判所どのように捉えているのか、その捉え方の違いが損害額の認定にどう影響しているのか、分析することが大切だと思います。今後も議論を深め、正当な賠償がなされるよう活動していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 各地の原発避難訴訟に関する情報

### 千葉訴訟(第1陣)第2回

11月16日(金)14時開廷 東京高裁101号法廷

### 群馬訴訟第4回

12月13日(木)13時30分開廷 東京高裁101号法廷

\*裁判長が交代したため10/2の予定が変更され、地震・津波の予測について、東北大学今村文彦氏の証人尋問が行われます。

### 福島原発被ばく労災訴訟

11月14日(水)14時開廷。東京地裁103号

### 原発賠償京都訴訟:控訴審第1回

2018年12月14日(金)10時30分開廷。

大阪高裁 本庁舎大法廷。

★2019年上旬には、二つの原発避難訴訟の判決が下ります。

### 福島原発かながわ訴訟判決

2019年2月20日(水)午前10時。

横浜地裁101号法廷

### 千葉訴訟(第2陣)判決

2019年3月14日(木)14時開廷

千葉地裁201号



## 第11回原告交流会(7/25)に寄せられた 原告の皆さまのお便りから

●本当に御苦勞様です。宜しく願い申し上げます。  
(A.S様)

●お世話になっております。7月23日に足の小手術のため、出席できません。毎回参加できずに申し訳なく思っております。多くの方々に支援されて有難く思っております。ありがとうございます。(S.K様)

●いつも出席できずすみません。郡山市に引っ越して2年4ヶ月がすぎました。中学、小学校の子供の子育てと仕事の為、裁判に行く事が出来ず心苦しく思っております。河井さんのお話読ませて頂き、7年前の震災の当時を改めて思い起こしました。これからの子供達の未来の為に、闘う必要性を強く実感しました。

福彩ニュース21号は、とてもわかりやすく、現在の裁判の状況が理解できて良かったです。(A.H様)

●いつも出席できず申し訳ありません。皆さんにお会

いしたいです。(K.Y様、K.T様)

●都合により欠席します。あれから嫁家族と共に不慣れた生活を送っています。墓参り、冠婚葬祭のたび、ホテルや知人にお世話になり、今では運転して帰るのも出来なくなっている。出費も大変です。(E.A様)

●裁判の経過を知る事ができて良かったです。また、ご支援をいただいている皆様にも改めて感謝致します。(M.S様)

## 編集後記

原発避難訴訟の「慰謝料」に関する松浦弁護士のご寄稿を読んで、いずれの判決でも、慰謝料額の大半が既払と見なされている現実に愕然としました。勝訴という「名」は与えても、原告が切実に要求している「実」が与えられないとは。福彩訴訟弁護団は、そんな訴訟の流れに一矢を報いるため、拙速を戒めて地道に活動を続けています。福彩訴訟は折返し地点とのこと。たゆまず支援を続けましょう。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2017/6/30現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表
安藤 聡彦	埼玉大学教授
石川 逸子	詩人、作家
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆	前双葉町長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長
菊一 敦子	環境・消費者運動
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長

篠永 宣孝	大東文化大学教授
菅井 益郎	国学院大学教授
須永 和博	獨協大学外国語学部
高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
田中 司	立教小学校元校長
暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
松本 昌次	編集者・影書房
三浦 衛	図書出版・春風社代表
水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



**福島原発さいたま訴訟を支援する会** (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582